

## 早稲田大学の子会社による不当労働行為に対する救済申立

会見日時	2014年9月16日(火) 15時～
会見場所	厚生労働省記者会
会見概要	<b>早稲田大学アカデミックソリューションの労働法と大学運営ルールに違反したハラスメント解雇を告発します。スタッフとの意見交換を禁止する等、女性講師に対する会社ぐるみのハラスメントは絶対に許せません</b>
概要	<p>8月1日、早稲田大学アカデミックソリューション(WAS)は、早稲田大学国際教養学部でアカデミックライティング等の授業を担当してきたS講師に対して、既に締結されていた秋学期の雇用契約の解除を通知しました。WASの異常な労務管理によるハラスメントに直接抗議し、さらに早稲田大学ハラスメント防止室に助けを求めたS講師に対する報復として、些細なミスをあげつらって、懲戒解雇に追い込んだものです。組合は団体交渉において、ハラスメント解雇の撤回と謝罪、加害者の一部担当替えを要求し、WASは秋学期の原契約を維持すること及び加害者の一部担当替えに合意しました。ところが、9月6日、WASからS講師に対して、①業務改善勧告書(OIP)への署名の強要、②学生に関すること、授業に関する質問等についてのS講師とスタッフの意見交換の禁止、が一方的に通達されました。団交合意に違反し、ハラスメントをエスカレートさせたのです。早稲田大学は、別法人であるWASを通じて、各学部の必修を含む科目運営を行っており(偽装請負)、WASは隠れ蓑となっています。日本の労働法の及ばぬ治外法権地帯が早稲田大学の内部に生じ、異常な労務管理やハラスメント行為の温床となっています。なおWASとの団交は16日午前の開催予定です。</p>
情報提供者	首都圏大学非常勤講師組合…首都圏近県の大学非常勤講師を中心とした組合 <a href="http://hijokin.web.fc2.com/">http://hijokin.web.fc2.com/</a>
連絡先	首都圏大学非常勤講師組合・副委員長、早稲田ユニオン事務局長 今井 拓 ※メールでご連絡いただければ、9月8日、都労委に提出した不当労働行為救済申立書をメール添付で送信いたします。(T&F)04-2946-2878(携帯090-4006-2990)Email:taku_imai@hotmail.com

